

近 八 幼 第 6 1 号  
令 和 2 年 4 月 2 8 日

近江八幡市幼保連携型認定こども園短時部（1号認定）  
保 護 者 の 皆 様

近江八幡市長 小西 理

近江八幡市幼保連携型認定こども園短時部の休園措置の延長について（お知らせ）

平素は市の教育・保育行政に格別のご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
さて、現在、臨時休校を行っておりますが、依然として県域において感染拡大の状況が続いていることや、感染経路が明らかでない患者が増えている状況が続いています。  
そこで、園児への感染リスクを低減させるため臨時休園措置を継続します。  
つきましては、下記のとおり行いますので、保護者の皆様におかれましては何とぞご理解とご協力をお願いします。

#### 記

1. 休園期間について

令和2年5月7日（木）～令和2年5月31日（日）

2. 休園中の園児の過ごし方について

適度な運動は必要なものの、不要不急の外出を控え、感染防止に努めてください。

3. その他

感染状況等をもとに総合的に判断し、こども園短時部（1号認定）再開や休園の再延長等対応を決めます。決まりましたら、本市のホームページ等でお知らせします。

—園児の健康管理について—

毎朝夕に健康観察（検温を含む）を行い、園児の健康管理にご留意ください。37.5度以上の発熱が4日以上続き、強いだるさや息苦しさがある場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡の上、その指示に従うようにしてください。

保護者の皆様には、ご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。